**１　法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）**

（別紙）

平成27年度過重労働解消キャンペーン（平成27年11月）の間に、717事業場に対し重点監督を実施し、505事業場（全体の70.4％）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが333事業場、賃金不払残業があったものが37事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが76事業場であった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | 違反状況（違反率） |
|  | 監督実施事業場数 | 違反件数（違反率） | 労働時間 | 賃金不払残業 | 健康障害防止 |
| 東海地区4局 | ７１７ | ５０５（70.4％） | ３３３（46.4％） | ３７（5.2％） | ７６（10.6％） |
| 三重局 | ９６ | ８１（84.4％） | ６２（64.6％） | ２（2.1％） | １２（12.5％） |

事業場の規模別の重点監督実施件数

|  |
| --- |
| 事業場の規模別の重点監督実施件数 |
| 地区 | 合計 | 1～9人 | 10～29人 | 30人～49人 | 50人～99人 | 100人～299人 | 300人以上 |
| 東海地区4局 | ７１７ | １３２（18.4％） | ２２１（30.8％） | １２１（16.9％） | １０７（14.9％） | １０５（14.6％） | ３１（4.3％） |
| 三重局 | ９６ | １６（16.7％） | ３１（32.3％） | １９（19.8％） | １６（16.7％） | １２（12.5％） | ２（2.1％） |

企業規模別で見た場合の重点監督実施件数

|  |
| --- |
| 企業規模別で見た場合の重点監督実施件数 |
| 地区 | 合計 | 1～9人 | 10～29人 | 30人～49人 | 50人～99人 | 100人～299人 | 300人以上 |
| 東海地区4局 | ７１７ | ７２（10.0％） | ９９（13.8％） | ５８（8.1％） | ８９（12.4％） | １４５（20.2％） | ２５４（35.4％） |
| 三重局 | ９６ | ６（6.3％） | １１（11.5％） | ８（8.3％） | ２２（22.9％） | １８（18.8％） | ３１（32.3％） |

**２　健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）**

1. 過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち458事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  | 指導事業場数 | 指導事項（注１） |
| 面接指導等の実施（注２） | 衛生委員会等における調査審議の実施（注３） | 月45時間以内への削減（注４） | 月80時間以内への削減（注５） | 面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注６） |
| 東海地区4局 | ４５８ | ５１ | ６０ | １６９ | ２９３ | １７ |
| 三重局 | ４５ | １ | ９ | ２２ | ２３ | １ |

（注１）指導事項は、重複があり得る。

（注２）２ないし６月で平均80時間を超える時間外労働を行っている労働者又は１月100時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注３）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の２に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注４）時間外・休日労働時間を１か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注５）時間外・休日労働時間を１か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した事業場数を計上している。

（注６）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

1. 労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち109事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  | 指導事業場数 | 指導事項（注１） |
| 始業・終業時刻の確認・記録（基準２(1)）（注２） | 自己申告制による場合 | 管理者の責務（基準２(５)）（注２） | 労使協議組織の活用（基準２(６)）（注２） |
| 自己申告制の説明（基準２(3)ｱ）（注２） | 実態調査の実施（基準２(3)ｲ）（注２） | 適正な申告の阻害要因の排除（基準２(3)ｳ）（注２） |
| 東海地区4局 | １０９ | ３８ | １９ | ７２ | １１ | ８ | ０ |
| 三重局 | １０ | ５ | １ | ６ | １ | ０ | ０ |

重点監督における労働時間適正把握に係る指導状況

（注１）指導事項は、重複があり得る。

（注２）各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」のどの項目に基づくものであるかを示している。

**３　重点監督において把握した実態**

○　時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった333事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、130事業場で１か月100時間を、31事業場で１か月150時間を、14事業場で１か月200時間を超えていた。

　違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １月当たり45時間以下 | １月当たり45時間超80時間以下 | １月当たり80時間超100時間以下 | １月当たり100時間超150時間以下 | １月当たり150時間超200時間以下 | １月当たり200時間超 |
| 東海地区4局 | ９０ | ５３ | ６０ | ９９ | １７ | １４ |
| 三重局 | ３３ | １１ | ６ | ８ | ３ | １ |

**４　是正・改善指導の対象となった主な内容　三重局**

|  |
| --- |
| 【事例1】　各種情報から長時間労働が疑われた建設業の事業場へ臨検監督を実施したところ、特に工事現場担当者について、多くの時間外・休日労働が発生しており、１か月の平均は80時間を超え、最大では月178時間であることが認められた。当該時間数は当事業場が労働者の代表との間で締結している時間外・休日に関する協定で定める限度時間数を超えており、法違反となっていた。　監督指導の結果、形骸化していた時間外労働を行う場合の事前申請の徹底、付き合い残業の撲滅、取引先への要請（深夜工事からの撤退）等の措置が講じられ、全労働者の時間外・休日労働が月80時間以下まで削減された。（電気通信工事業）　 |
| 【事例2】　各種情報から長時間労働が疑われたことから製造工場へ臨検監督を実施したところ、機械組立・調整部門等において10人を超える労働者が１か月100時間を超える時間外労働に従事しており、最長の者は168時間であることが認められた。当該時間数は当事業場が労働者の代表との間で締結している時間外・休日に関する協定で定める限度時間数を超えており、法違反となっていた。　監督指導の結果、各工程の納期を管理する部署を新設し、最終工程に集中していた負荷を軽減する等の措置が講じられ、長時間に亘る時間外労働が解消された。（機械器具製造業） |